

平成30年度事業計画

| 事業番号 | 事業の内容 | 当該事業の事業比率 |
|------|---------------------------------------|-----------|
| 公1 | 犯罪の防止及び青少年の健全な育成並びに地域社会の健全な発展を目的とする事業 | 75.30% |

【事業の概要】

1 事業の趣旨

犯罪をなくし、県民を犯罪から守り、青少年の健全な育成を図って、安全で安心して暮らせる沖縄県の実現に寄与することを目的とした事業である。

事業の細目は次のとおりである。

- (1) 防犯思想の普及、広報及び啓発並びに犯罪の防止に関する事業
- (2) 少年非行の防止及び少年の健全育成に関する事業
- (3) 防犯団体が行う防犯活動に対する助成・支援に関する事業
- (4) 防犯対策に関する調査・研究及び資料収集事業
- (5) 防犯活動の功労者及び防犯団体等に対する表彰事業
- (6) 自転車防犯対策、オートバイ防犯対策、万引き防犯対策事業
- (7) 遊技機関連の風俗環境の浄化及び古物営業等の適正化を図る事業

2 事業活動について

県内の治安情勢は、官民を挙げての「安全なまちづくり総合対策」等の推進の結果、平成29年中の刑法犯認知件数は8,047件で、平成15年から連続減少し、ピーク時の平成14年からすると1/3以下となるなど、全体的に改善してきたものの、下げ止まり状態になりつつある。

しかし、全体的には改善しているとは言え、増加又は悪質化、凶悪化している犯罪もあり、特に子どもや女性を被害者とする性犯罪及び高齢者のみならず、あらゆる年齢層が被害者となる特殊詐欺、インターネットを利用したサイバー犯罪などが、前年と比較して増加しており、県民が安全・安心を実感するところまでには至っていない状況である。

このような情勢を踏まえ、県民、観光客等のすべての人々が、安全で安心して暮らせ、又は滞在できる沖縄県を目指し、県、警察、教育委員会、各市町村、各関係機関・団体、防犯ボランティア等と連携を密にし、本事業を推進する。

以下、事業の詳細は次のとおりである。

| 推進事項 | | 推進要領 |
|--------------------------------|-----------------------------|---|
| 1 防犯思想の普及、広報及び啓発並びに犯罪の防止に関する事業 | (1) インターネットホームページを活用した広報・啓発 | インターネットホームページに、防犯協会連合会の事業・活動内容や防犯ボランティア等の活動状況を掲載し、防犯ボランティア団体や関係機関・団体等の活性化及び県民の防犯意識の高揚を図る。 |
| | (2) メディア等を活用した広報・啓発 | 地元新聞紙に毎年実施している「全国地域安全運動」の広告を掲載して広報を行うほか、県警察が犯罪防止や少年非行防止等のため放送するラジオ番組に助成する。 また、電光掲示板、のぼり旗及び防犯パトロール車等を活用した広報活動を実施する。 |

| | | |
|--|-------------------|--|
| | (3) 広報・啓発資料の作成、配布 | <p>全国防犯協会連合会が発行する防犯広報誌（月刊「安心な街に」）や各種防犯ポスター、チラシ、リーフレット等を各地区防犯協会に配布するほか、県内の犯罪態様に応じたポスターを作成し、広報活動を実施する。</p> |
| | (4) 広報用資器材の作成・配布 | <p>全国地域安全運動用の広報テープ（CD等）を製作し、各地区防犯協会に配布するほか、防犯グッズ（防犯手帳、防犯腕章、防犯キャップ、防犯ベスト）を支援若しくは斡旋し、防犯思想の普及・高揚を図る。</p> |
| | (5) 「ちゅらさん運動」の推進 | <p>ア ログマークの普及活動 県民が総ぐるみで取り組む「ちゅらさん運動」を県民に広くアピールし浸透させるため、「ちゅらうちな—安全なまちづくり推進会議」が制定した「ちゅらさん運動」のログマークの普及を目的として、「ちゅらさんバッジ」を製作し普及活動を行う。</p> <p>イ 「ちゅらさん運動」キャンペーンの実施 ゴルフが身近な娯楽として浸透している本県で、県民のゴルフに対する高い関心を活用して、広く県民に「ちゅらさん運動」をアピールするため、平成20年から「ちゅらさん運動キャンペーン沖縄県民ゴルフ大会」を開催しており、本年度も継続実施する。</p> |
| | (6) 犯罪の防止 | <p>ア 犯罪の防止に配慮した共同住宅・駐車場の普及 ちゅらうちな—安全なまちづくり条例に基づき、「沖縄県防犯モデル共同住宅登録制度」及び「沖縄県防犯モデル駐車場制度」の運営並びに認定を行っている。 今後も県、県警察と協同し、犯罪の防止に配慮した共同住宅・駐車場の普及を図る。</p> <p>イ 全国地域安全運動の実施 県警察、暴力団追放県民会議と連携して、毎年10月11日から20日までの間、全国地域安全運動を実施する。また、地域の安全に対する意識高揚のために、防犯功労者等の表彰をはじめ各地区で住民大会等の各種行事を開催する。</p> <p>ウ 防犯パトロールの実施 青色回転灯装着車両を活用した防犯パトロールを実施し、犯罪の未然防止と抑止を図る。</p> |

| | | |
|---------------------------|-----------------------|--|
| 2 少年非行の防止及び青少年の健全育成 | (1) 広報・啓発資料の作成、配布 | 少年の非行防止及び健全育成に関するチラシ、リーフレット等を作成又は購入配布し、広報を実施する。 |
| | (2) 教養資料の配布、斡旋 | 全国防犯協会連合会が無償配布又は有償斡旋する「薬物乱用防止DVD」、「ネット犯罪被害防止」等の教養資料を各地区に配布又は斡旋する。 |
| | (3) 防犯ポスター・標語コンクールの実施 | 児童・生徒の防犯意識の醸成及び地域安全運動の広報用ポスター作成のため、全国地域安全運動ポスター・標語の募集を行い、優秀作品入賞者を全国地域安全運動期間中に表彰する。 また、最優秀作品を活用して、広報ポスターを作成配布する。 |
| 3 防犯団体が行う防犯活動に対する助成・支援 | (1) 活動支援 | 地区防犯協会や防犯ボランティアの活動が、より効果的に実施されるよう「青パト活用マニュアル 映像版」、「青パトマニュアル 冊子」の無償配布又は斡旋する。 また、活動実態に応じて、防犯グッズ、防犯のぼり旗、必要な資料、資器材を支援もしくは斡旋する。 |
| | (2) 活動助成 | 地区防犯協会や防犯ボランティアの活動が、より効果的に実施されるよう、活動実態に応じて、必要な活動助成金の配布、青色回転灯、防犯パトロール車の整備を行い、犯罪の未然防止活動を促進する。 |
| 4 防犯対策に関する調査・研究及び資料収集 | | 新聞、テレビ等のメディア、警察、書籍及びインターネット等からの情報収集を行い、タイムリーな防犯対策や少年非行防止対策を図る。 |
| 5 防犯活動の功労者及び防犯功労団体等に対する表彰 | (1) 防犯功労者及び防犯功労団体表彰 | 多年にわたり防犯活動に尽力し、犯罪の防止に功労があったと認められる者及び団体の表彰を行う。 表彰の種類は、全国表彰、九州管区表彰、沖縄県表彰、各警察署表彰がある。 全国表彰は ① 防犯功労者表彰 （防犯栄誉金章、銀章、銅章） ② 防犯功労団体表彰 （防犯功労団体、防犯ボランティア団体） 九州管区表彰、県表彰及び警察署表彰は ① 防犯功労者表彰 ② 防犯功労団体表彰 があり、毎年1回、全国地域安全運動期間に |

| | | |
|--------------|-------------------------|--|
| | | あわせて表彰を行っている。 また、表彰結果をインターネットホームページに掲載して県民に広く広報する。 |
| | (2) 身近な犯罪抑止対策優秀警察署四半期表彰 | 県警察が行う「身近な犯罪抑止対策優秀警察署四半期表彰」への助成を行う。 この表彰は、県下14警察署を対象に、「安全なまちづくり総合対策」の効果的な取組みを促進するため、刑法犯総数の減少率等を評価し表彰する。 |
| | (3) 全国地域安全運動ポスター・標語表彰 | 安全なまちづくり総合対策の効果的な取組みを促進するため、全国地域安全運動ポスター・標語の募集とその審査を行い、優秀作品を表彰する。 |
| | (4) その他表彰 | 防犯協会の事業推進に関し、多大の協力又は貢献があったと認められる者及び団体の表彰を行う。 ちゅうらちな一安全なまちづくり推進会議からの被表彰者推薦依頼により、功労があったと認められる者及び団体を選考し、表彰上申する。 |
| 6 身近な犯罪対策の推進 | (1) 自転車防犯対策の推進 | 本事業は、県公安委員会から「自転車登録業務を行う者」として指定を受けた事業である。 県内における平成29年中の刑法犯認知件数の68.0% (5,474件) が窃盗犯で、そのうち18.1% (994件) が自転車盗であることから、県内の犯罪を抑制するには、自転車の盗難防止活動が大きな役割を果たしている。 そのため、自転車の防犯登録制度は、盗難防止や盗難被害の早期回復が行われ、県民の防犯意識の高揚につながり、効果的な防犯対策となっている。また、それ以外に放置自転車の早期処理対応にも効果を上げており、今後とも、地区防犯協会及び自転車防犯登録指定店と連携をし、防犯登録票の早期送付督促と迅速・的確な登録(入力)を推進する。 |
| | (2) 広報・啓発 | 窃盗犯の48.2%を占める自転車盗、オートバイ盗、万引きを防止するため、警察、地区防犯協会、各種防犯ボランティア、自転車防犯登録指定店、コンビニ、郊外型大型店舗の他、関係機関・団体と連携のうえ、チラシ等を作成配布など街頭活動を強化し自転車及びオートバイ盗難防止、万引き被害防止等の広報・啓発を行う。 |

| | | |
|-----------------------------------|--------------------------|---|
| <p>7 遊技機関連の風俗環境の浄化及び古物営業等の適正化</p> | <p>(1) 遊技機関連の風俗環境の浄化</p> | <p>本事業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第39条を根拠として、昭和61年4月1日に沖縄県防犯協会連合会が沖縄県公安委員会から「風俗環境浄化協会」の指定を受けて推進している事業である。</p> <p>遊技機は、県民に憩いとくつろぎを与える大衆娯楽であるとの認識が、広く一般に定着する一方、遊技機の不正改造、無許可遊技機の設置等、著しく射幸心をそそる違法な営業が蔓延した場合、各種犯罪や青少年の健全育成を阻害する温床にもなりかねない要素をはらんでいることから、広報啓発活動を推進する。</p> |
| | <p>(2) 古物営業等の適正化</p> | <p>古物商は、盗品等の処分先となる蓋然性が極めて高いことから、古物営業法は盗品の市場への流入防止と持ち込まれた盗品の早期発見及び所有者への早期被害回復のため、様々な制度を設けている。</p> <p>本事業は、古物営業法第12条に、</p> <p>「古物商又は古物市場主はそれぞれの営業所若しくは露天又は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に国家公安委員会規則が定める標識を掲示しなければならない」</p> <p>と定められており、同規則に定める様式の標識を警察を介して古物商の依頼により製作している。</p> |

| | | |
|------|----------------------|---------------|
| 事業番号 | 事業の内容 | 当該事業の 事業比率 |
| 公2 | 風俗営業の営業所の管理者講習及び調査事業 | 18.43% |

【事業の概要】

| |
|---|
| <p>1 事業の趣旨 風俗営業所の管理者に対する講習及び風俗営業所の構造及び設備の変更等の調査を行い、風俗環境の浄化と地域社会の健全な発展を目的とした事業である。 事業の細目は、次のとおりである (1) 風俗営業の営業所の管理者に対する講習 (2) 風俗営業の営業所の構造及び設備等の調査</p> <p>2 事業活動について 本事業は、善良な風俗と清浄な風俗環境を保持し、少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等について営業区域等を制限したり、また、風俗営業の健全化のため、沖縄県公安委員会から当法人が委託を受けて行う事業である。 当法人は、昭和61年に、沖縄県公安委員会「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第39条第1項の規定により、沖縄県公安委員会から、「沖縄県風俗環境浄化協会」として指定を受けている。 本事業は、県からの委託事業であるが、健全な風俗営業の資質向上を図る事業は、当法人の「犯罪の防止及び青少年の健全育成並びに地域社会の健全な発展のための事業を行い、犯罪のない安全で安心して暮らせる沖縄県の実現に寄与する。」ことの目的達成に必要な事業である。 また、当法人の専門的な知識や経験を、事業活動に生かすことで、当該事業を効率的に実施することが可能である。 以下、事業の詳細は次のとおりである。</p> |
|---|

| 推 進 事 項 | 推 進 要 領 |
|-----------------------|--|
| 1 風俗営業の営業所の管理者に対する講習 | <p>本事業は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第24条第6項に「管理者の業務を適正に実施させるため、必要があるときは国家公安委員会規則で定める管理者に対する講習を実施することができる。」と規定されており、当法人は、その講習の実施を県公安委員会から委託され、風俗営業所の管理者に対して講習（3年に1回の受講義務）を行う。</p> <p>講習の内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法律の基本的な仕組み ○ 風俗営業の許可等、遵守事項と禁止事項 ○ 管理者業務の実施要領 <p>等について「風俗営業管理者ハンドブック」等を教材として活用し、実施する。</p> <p>因みに、県内の風俗営業所は、約5千軒。</p> |
| 2 風俗営業の営業所の構造及び設備等の調査 | <p>本事業は、風俗営業所の構造及び設備等が、国家公安委員会規則に定める基準に適合しているかの調査について、沖縄県公安委員会から委託されて行っている。</p> <p>調査の内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規営業所の構造・設備が、法に定める基準に適合するよう維持しているかの調査 ○ 営業所の構造・設備の変更時における構造・設備が、法に定める基準に適合するよう維持しているかの調査 <p>等の調査である。</p> |

平成30年度主要行事

| 月・曜日別 | 主要行事等 | 備考 | |
|-------|-------|-------------------------------|-----------|
| 4 | 上旬 | ■沖縄県警察学校入校式【短60期・長39期】 | 警察学校 |
| | 下旬 | ◎■安全なまちづくり総合対策優秀警察署四半期表彰 | 警察署 |
| | 〃 | ●全国専務理事・事務局長会議 | 東京 |
| | 〃 | ◎風俗営業所管理者講習 | |
| | 月間 | ◎○●■全国地域安全運動ポスター・標語募集 | 3月中旬～5/20 |
| 5 | 上旬 | ■平成30年春の勲章伝達式 | 警察本部 |
| | 中旬 | ◎執行役員会議 | 事務所 |
| | 〃 | ■会計監査 | 事務所 |
| | 〃 | ◎平成30年度第1回定時理事会 | サンプラザ海邦 |
| | 下旬 | ■平成30年沖縄県警察定例表彰式 | 警察本部 |
| | 〃 | ◎風俗営業所管理者講習 | |
| 6 | 上旬 | ◎平成30年度定時評議員会 | サンプラザ海邦 |
| | 中旬 | ◎□全国地域安全運動ポスター・標語審査会 | サンプラザ海邦 |
| | 下旬 | ◎風俗営業管理者講習 | |
| 7 | 上旬 | ◎○九州防犯協会連絡協議会総会・研修会 | サンプラザ海邦 |
| | 中旬 | ◎表彰選考委員会（九防連会長・管区局長連名） | 事務所 |
| | 〃 | □九州各県防連総会 | 大分県 |
| | 〃 | ■沖縄県警察柔道・剣道大会 | 県立武道館 |
| | 〃 | ■沖縄県少年補導員会連絡協議会定期総会・表彰式 | 警察本部 |
| | 下旬 | ◎■安全なまちづくり総合対策優秀警察署四半期表彰 | 警察署 |
| | 〃 | ◎風俗営業所管理者講習 | |
| 8 | 上旬 | ◎表彰選考委員会（県防連会長・警察本部長連名） | 事務所 |
| | 中旬 | ◎■表彰協議（〃） | 警察本部 |
| | 下旬 | ◎風俗営業管理者講習 | |
| 9 | 初旬 | ◎○ちゅらさん運動キャンペーン沖縄県民ゴルフ大会 | |
| | 〃 | ◎■全国地域安全運動推進協議会 | |
| | 下旬 | ◎風俗営業所管理者講習 | |
| | 〃 | ■初任科短期課程卒業式【短60期】 | 警察学校 |
| 10 | 上旬 | ■沖縄県警察学校入校式【短61期】 | 警察学校 |
| | 中旬 | ◎■防犯功労者・団体、全国地域安全運動ポスター・標語表彰式 | サンプラザ海邦 |
| | 下旬 | ◎■安全なまちづくり総合対策優秀警察署四半期表彰 | 警察署 |
| | 下旬 | ◎風俗営業所管理者講習 | |
| | 旬間 | ◎■全国地域安全運動 | 10/11～20 |
| 11 | 上旬 | ■平成30年秋の勲章伝達式 | 警察本部 |
| | 上旬 | ■沖縄県警察殉職警察職員慰霊祭 | |
| | 未定 | ●全国防犯協会専務理事会議 | 東京都 |
| | 下旬 | ■△第28回暴力団追放沖縄県民大会 | |
| | 〃 | ◎風俗営業所管理者講習 | |
| | 〃 | □九州管区内専務理事会議 | 福岡県 |
| 12 | | ■年末・年始総合警戒 | 12/1～1/3 |

| 月・曜日別 | | 主 要 行 事 等 | 備 考 |
|-------|-----|--------------------------|------|
| 1 | 上 旬 | ■平成30年沖縄県警察年頭視閲式 | |
| | 中 旬 | ◎■安全なまちづくり総合対策優秀警察署四半期表彰 | |
| | 下 旬 | ◎風俗営業所管理者講習 | |
| 2 | 下 旬 | ◎執行役員会議 | 事務所 |
| | 下 旬 | ◎風俗営業所管理者講習 | |
| 3 | 中 旬 | ◎平成30年度第2回定時理事会 | |
| | 下 旬 | ■警察学校卒業式（長期39期） | 警察学校 |

(注) ◎県防連 ○地区防 ●全防連 □九防連 ■県警察 △沖縄県 ▲その他